

個人債務者の経済分析 2

消費者信用におけるモラル

An Economic Analysis of Personal Debtor 2: Moral of Consumer Credit

宮崎 隆

MIYAZAKI Takashi

Abstract:

Moral of consumer credit market participants has generally definitive implications because it is treated as the mental factor. Indeed, moral is ignored to useless function in the field of the economics of consumer credit as well as the method of modern economics. In this paper, I insist that moral in the transactions of consumer credit market is closely tied with the cost of the financial intermediaries.

. はじめに

企業信用、消費者信用を問わず、不況は金融市場全体の様相を変える。金融機関の不良債権問題はその典型例だが、消費者信用（Consumer credit：以下クレジットも同義）においてはその被融資主体が個人・家計であるため、企業の経営破綻に関する失業保険のような労働者のバックアップ制度がなく、経済的に自己破産が最初で最後の結論になる。大企業に見る追加融資や貸し手責任のような議論はほとんどなされず、ほぼ機械的に最小単位の個人・家計の経営破綻が決まるのである。

小額・無担保融資は消費者信用の大きな特徴だが、小口かつ多数の顧客を融資相手にするという観点から、個人信用情報機関を介した緩やかな個人信用チェック・システムを構

築したものの、果たしてその効果が十分かどうかは疑わしいところもある。現実に 25 万（2003 年）を超える自己破産者¹⁾、その背後にいると考えられる数十万、数百万人の不良債務者の予備軍にたいして、抜本的な解決策は提示されていない。

昭和 30 年代中頃から順調に成長したクレジット市場も、近年は全体的に鈍化傾向を示している²⁾。さらに、2003 年 11 月に発覚した武富士事件³⁾は改めてクレジット産業における内在的疑問が呈された。おそらくは一般消費者が利用できるという範囲内で最先端の技術を駆使しながら発展してきたクレジットも裏を見ると、企業組織の利害得失が固有の人間関係に左右されるという旧来の人間関係型経営が残存していたことを改めて露呈したのである。末端では無人契約機や IC カードを稼働させていながら、組織内ではノルマの達成や成果主義、献金等による非合法的な利益機会の増大ないしはスキャンダルの隠蔽があたかも経営手法の一つとして行われていたのである。

本稿では、このようなクレジット産業の現況を背景に、クレジットにおけるモラルとはいかなるものかを考える。

．クレジット債務者とモラル

いうまでもなくモラル（道徳、倫理）は「人としてふさわしい行動規範」であるが、経済行為に限定すると、若干意味合いを異にすることになる。「借りたものを返す。」「借りる資格のある者に貸す。」「期限を守る。」「契約額を遵守する。」「自己の所属する組織に背信行為を働かない。」「個人、組織としての社会的責任を全うする。」「行政・国家にたいして不利益な行動を取らない。」宗教的倫理観にまで拡大するとさらにさまざまな道徳的言辞が可能だろうが、経済学的な扱いでは概ね「市場取引相手に不利益を与えない」ということに収斂するであろう。K.J.アローや G.A.アカロフに端を発するモラル・ハザードや情報の経済学の研究者は、経済行為者としての合理的・非合理的行動が人間の道徳的属性によるモラル的行動、インモラル的行動に帰することを避けるために情報の概念を明示的に導入した。誰もが情報を共有する完全情報下での経済取引と経済取引者間で情報が偏在する不完全情報下では、同一経済主体でも経済的帰結は異なる。金融機関の不良債権問題や自己破産はまさに不完全情報下のトラブルである。完全情報下での不良債権の発生は論理的に起こり得ない。経営破綻が明確な企業に融資することは融資者の所属す

る組織への背信行為となるからである。したがって、当該企業への融資担当者が反組織的行為でないということは、不完全情報下での彼の意思決定であり、組織もそれを承認しているということになる。

ところで、クレジット債務者のモラルとはいかなるものであろうか。議論をわかり易くするために、この債務者を家計に限定しよう。中小・零細企業主であっても彼のトップ・プライオリティーは家計の維持（生活）にあるとする。家計の破綻に直面している債務者は自らの資産の喪失と融資機関への債務不履行（default：以下デフォルト）の選択を迫られることになる。彼はこの場合、自己の経済的逼迫を承知しているという意味で完全情報者である。彼の将来は3通りである。

- (1) 何らかの事情で事態が好転し、危機的状況から脱する。
- (2) 融資機関に家計破綻危機情報が察知され、破産に追い込まれる。
- (3) このままの状態で自転車操業する。

これら三つの状況は天国と地獄ぐらいの差があるが、(2)(3)の状況は情報の共有に関していうと同じステージにあると考えてよいだろう。(3)の維持は金融機関を通じてなされるかぎり、家計の危機情報が貸し手に渡っていると解される。個人信用情報機関はクレジット産業共通の機関だが、上記のような単純な情報伝達の度合いとしてみるといわばオフィシャルな「完全情報化」機関である。さらに、いわゆるシステム金融にみられるようなプライベートな情報伝達がある場合、危機的家計の情報は関係する融資企業間でも十全なものとなる。

情報の非対称性があると不完全な市場取引が行われるという情報の経済学の教えるところによれば、不良債務者の発生は融資者の情報欠落によるというのが筋であるが、現実には融資者、被融資者のインモラル行動は情報という一面的な変数だけによるものではない。家計は企業と同様、継続という目的がある。A.マーシャルは代表的企業を想定し、合理的経済主体を論じたが、ここでそれに類似させ代表的家計が生存欲求を最優先に合理的行動を取ると仮定すると、モラリスティックな経済行動は必ずしも合理的経済行動と合致しないかもしれない。かつてJ.M.ケインズは企業家の動機をアニマル・スピリット（血気）に関連させたが、企業の存続・発展と代表的家計の生存欲求とでは、A.H.マズローに帰るまでもなく、後者が高位に位置するインセンティブとなろう。かくして、融資に関する消費者の合理的選択行動というのは情報の経済学で論じきるには多少無理があると考えられる。融資を受けて住宅や自動車等の耐久消費財の購入や教育ローンや旅行などの使途ローン、

さらには一般的な販売信用などのクレジット購入は、多くの場合、時間選好理論で説明される異時点間の合理的消費行動であると解することができるが、返済に関する局面ではそのような合理性や計画性は破綻することがある。これが自己破産の端緒である。動学的な表現では、自己破産に至る可能性のある家計はその破局的な局面 (catastrophe) に至る可能性が顕在化した全ての時点で、フィードバックによる後戻り、すなわち消費計画の中断や早期返済の開始、ないしは資産の処分による将来の負債増大への対策などの手段を講じる機会が用意されているはずである。だが、多くの場合、そのような異時点間で合理的な消費を遂行することはきわめて難しいと考えるのが自然である。知識や情報の欠落、環境の変化、不確実性の存在を正確に予想することなど、少なくとも合理的予想理論が想定するような経済主体でないかぎり不可能であろう。

このように見てくると、家計の一連の消費行動、すなわち所得 購入 (現金または後払い) 消費 支払い (後払いの場合) は、財・サービスの購入に際して対価を完済するという一面的な市場取引の概念にフィットしない部分が出てきても致し方ないことである。消費とその財・サービスの対価の完済が合理的に処理されるというノーマルな経済処理プロセスとは別に、対価の完済が合理的に行われないアブノーマルな経済処理の領域が存在することを認めなければならない。いわゆるアノマリー (anomaly) 経済分析の対象の一部なのであろうが、容易に推察されるように、従来のような経済的変数だけでは説明がつけにくい。心理学や社会学他の分野と経済学の融合が試みられていることもあるが、若干成果が出にくい場面もみられる。一例として経済学による消費者行動論とマーケティングで展開される消費者行動論の不整合をあげておきたい。価格と消費量、効用を主変数とする経済学と嗜好やブランド、記憶などを拠り所にするマーケティングは互いに融合させ、説明度の高いものにすべきとも思えるが、現実には議論を分散させるデメリットの方が大きくなる可能性がある。消費者がある財貨を他の財貨より多く購入する場合、コスト・パフォーマンスやブランド力などを明確に区別して一般法則を導き出すことはほぼ不可能である。所詮、学問は個別領域での精緻化である、というのが正鵠を射ているのかもしれないが、現実にはわれわれが回避しなければならない諸問題に直面している以上、手を拱いているわけにはいかない。合理的予想理論の想定する手法 完全情報を持つ完全な経済モデルによる完全予想 は思考上の一つの基準であり、逆説的に情報が完全でなく、モデルが劣っていれば経済行動を誤る。すなわち政策は失敗するという結論をもたらす。合理的予想理論の理論的優位性はともかく、「経済主体が完全合理行動をとれない」ことを

論証した意義は大きい。同理論の方法論を上述の「アブノーマル経済処理の領域」に敷衍すると、デフォルトの解釈に一筋の光が見えるかもしれない。

従来の議論でいうと、不良債務が不完全情報や不確実性に起因すると考えられるのに比して、債務者のモラル・ハザードは、逆にある種の情報が得られることから発生する。典型的な保険におけるモラル・ハザードを想起すると明らかなように、事故の生起に関してのバックアップ・システムがあれば、概ねモラルは低下するであろう。クレジットでは、自己破産制度がモラル・ハザードの原因になることもある。あるいは周囲に融資者が存在する場合にも、不良債務者ないしはその予備軍のモラルは低下するであろう。それでは「アブノーマル経済処理の領域」に陥った債務者の分析はどのように考えればよいのであろうか。

消費行動における合理性は、かりにそれが違法なものや無謀なもの（ギャンブルや浪費等）であっても、消費者自身にとっては合理的なものかもしれない。少なくとも資産や所得、環境、嗜好全てが異なる消費者に共通する財貨・サービスがあり得ない以上、消費アイテムの選択や購入方法について合理性を問うこと自体さほど意味があるとは思えないが、消費者が購入可能な範囲で消費行動をとり、何らかの満足が得られるかぎり経済主体としての行動は否定されない。要するに、その消費が違法でないかぎり、購入が否定される理由はない。しかし、所得制約を考慮したとたんに、消費に経済的合理性が導入されることになる。所得や資産以上の無謀な消費はデフォルトに代表される外部効果ともいえるべきものが現れることになる。消費者信用における消費者のモラルというのは実のところ、財貨・サービスの購入段階にほとんどが集約されており、返済時におけるモラルかインモラルかというような議論はさほど説得力をもたないのである。かくして、本節での結論は債務者のモラルは当該債務者の所得制約下の消費行動の合理性に帰着する。

．クレジット債権者のモラル

かつてサラ金と呼ばれた消費者金融が昭和 58 年の「貸金業規制法」や自己改革によって優良企業になったものも多い。今回の武富士は前会長が電気通信事業法違反の罪に問われているが、それまで同社は業界のみならず、他方面から注目されていた先進企業であった。テレビでオンエアされる CM もよく知られ、知名度とともに優良企業のイメージが定着

した矢先の出来事だった。武富士の場合は明らかに違法であったが、近年の銀行の不良債権問題に関連する芳しくないニュースからも金融機関全般についての一般のイメージも大きくかわりつつある。健全・安全・優良・堅実といった金融機関のイメージはもはや過去のものなのかもしれない。誤解を恐れずにいえば、都銀や地銀、第二地銀、銀行系クレジット会社、流通系クレジット会社、信販系クレジット会社、消費者金融といったバンク、ノンバンクや設立母体、融資規模などの区分がほとんど意味のないものとなりつつある。たしかに“too big to fail”はわが国における行政との関係を考慮すると無視できないものがあるが、こと経営リスクとなると、上述の分類軸とは異なる区分が必要である。

クレジットに限定していうとノンバンクゆえに預金者のリスクはないものの、消費者への過剰融資や度重なる消費者金融関連のトラブルは社会問題として無視できないものがある。自己破産は法人の倒産と異なり、自然人の責任が追求される。経済的責任はもちろんだが、大企業の融資問題にみられるような貸し手責任は通常問題にされない。小額・無担保融資の消費者信用はつねに借り手責任が問われ、自己破産に至るような場合には、免責が決定するまでには相当の艱難辛苦があるようである。法人が経営難の場合、融資が打ち切られることはあっても当該法人の個々の構成員が融資を受けられないということにはならない。通常、従業員や経営陣の資産は法人と別だからである。しかし、家計や個人の経済的危機は日常生活の崩壊にもつながりかねないのである。欧米にみられるような雇用慣行では、経営陣の交替が M&A などによって起こったとしても、彼ら従業員の雇用が保証されるなら、それはむしろ望ましいことに映ることもある。

このように、自己破産が企業倒産と次元の異なるものであるにもかかわらず、対個人融資のトラブルに関する対策は十分とはいえない。とりわけ、前述したような貸し手責任にはほとんどふれられない。企業が利益動機に基づく合理的経済主体でなければならないというのは自明だが、家計や個人は消費生活主体である。労働のために消費するというよりは生活のために働いているという方が説得力があるだろう。もちろん、零細・中小企業の場合はこのような境界が曖昧で、経営体の破綻イコール生活の破綻に直結することにもなりかねない。というより、深刻なのは一消費者の経済破綻より家族で経営しているような零細・中小企業の方が打撃は大きい。企業組織に対する融資は利益機会の獲得のためになされるので、自ずと消費目的の融資とは性質を異にする。すなわち、資金需要者が融資を受ける目的が利益機会の増大となれば、融資主体の審査は以下に述べるような理由で、一般の企業金融と同等のものでなければならない。

企業金融が担保付きで、消費目的の消費者信用が無担保融資でなければならない必然性はとくに認められないが、貸金業規制法（貸金業の規制等に関する法律）13条（過剰貸付け等の禁止）における「貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない」とあるように、貸金業者は金融業者としての最低限の義務を併せ持たなければならないのである。この「義務」は業者としてのモラルに等しいものであろう。さらに、融資者は自己の組織の継続維持に関しても留意しなければならない。金融機関の不良債権の累積による経営破綻は対岸の火事ではない。不良資金需要者に融資することは、サービス業者としてのパフォーマンスが良好でないことを意味する。また、過剰な融資はあたかも副作用の強い薬剤の提供に類似している。金融業者にとって融資額の拡大は利益機会の増大に違いないが、顧客（被融資者）がデフォルトに陥っては元も子もなくなる。

このようにみてくると、実のところ金融業者にとってもコンプライアンス（compliance：法令順守管理体制）経営が確実に有効であることがわかる。問題はその実行手法である。貸金業規制法13条が絵に描いた餅に見える業者も多いのではないか。場合によっては同条項のほとんどの留意点について実行不可能なのかもしれない。どのようにして顧客の返済能力を測るのであろうか。個々の顧客すべてに収入情報や合理的な支出情報を入手できるのであろうか。現実には不可能に近い状況にある。

．むすびにかえて 消費者信用におけるモラルとは

おそらくはどのような職業においても倫理が求められるのであろう。ここ数年露呈した企業スキャンダルにみるように、モラルが欠落した企業は最悪の場合破綻することもありうる。リスク・マネジメントのインプリケーションを引き合いに出すまでもなく、企業は目先の利益機会とコンプライアンスを軽視した際に顕在化する莫大なコストを勘案しなければならない。このことはあたかも時間選好理論に類似した論理構造を提起する。情報の隠蔽や情報獲得機会を放棄することによる見かけ上の利益機会の増大と、それによる長期的リスクの顕在化の結果発生するコストを計算するのである。この推察例が時間選好理論と異なるのは、正常復帰に要するコストを考慮していないということである。武富士が今

回被った打撃はたしかにコスト額に反映させにくいであろう。しかし、ブランド力の低下や産業界での地位の低下、さらには金融機関のマイナス評価等は一朝一夕には数字にできない。モラルの逸脱が目に見えるコストに直ちに換算できるような指標が案出されないかぎり、モラルとコストは直結しないのである。しかし、企業経営においてモラルを維持するというのが何らかのかたちでコストの節減に貢献することが明らかなら、モラル向上策は企業のコスト逓減策と同義である。

それでは、クレジットにおけるモラル向上策はどのように考えればよいのであろうか。いうまでもなく、言葉としてのモラルは人間の品性に関わるものだが、利益やコストは企業の「可視」指標である。意識としてはこれらの別カテゴリーの言葉が互いに関係すると分かっている、現実には後者が最優先されるのが常である。おそらくは、バブル崩壊までのわが国の融資理念ともいうべき担保主義は、可視指標優先主義の最たるものであろう。しかし、その後の金融機関の迷走期間は顧客はもちろんのこと、行政にも信頼性を提示しなければならないようなかつてなかったような環境が現出したのである。氾濫する金融商品や頻出する金融スキャンダルはその証であろう。クレジット業務の基本形態は優良顧客への融資に他ならないが、金融機関は優良顧客を創る努力を怠ってきた。担保主義は融資取引におけるもっともナイーブなバックアップ・システムである。融資先企業を鼓舞する力もなければ、金融機関自体を鍛える役割も果たさなかった。クレジットにおいても同様のことが言える。個人信用情報機関はクレジット市場の取引に参加できない顧客の名簿をつくるというきわめて特殊なグループの特定には役立ったのかもしれないが、顧客と融資企業のモラルをランク・アップさせる効果はなかった。クレジット・ヒストリーの蓄積は正常取引の履歴であるから、カタストロフィックな局面ではほとんど用をなさない。あえていうならば、カタストロフィックな状況の兆候も予期できないのである。ある日突然、デフォルトに陥る顧客を予測する機能は個人信用情報機関には備わっていない。

注

- (1) 以下、2004年2月2日『朝日新聞』の記事である。「自己破産、過去最悪の25万件、個人の破産が大幅増：03年に個人と法人が裁判所に申し立てた自己破産の総数が25万1011件となったことが2日、最高裁がまとめた速報値でわかった。約4万2000件だった94年以降、悪化し続けており、過去最悪を更新した。このうち、会社など法人の自己破産は8643件で前年よりわずかに減少したが、

個人破産が 24 万 2377 件と前年より 2 万 7000 件以上増え、全体の増加につながった。また、破産せずに生活を再建できる民事再生手続きの個人版の手続きの利用も大幅に増加。03 年の申立件数は、給与所得者等再生が 8611 件で約 15% 増。それ以外の小規模個人再生が 1 万 5000 件で前年の約 2.5 倍増となった。」

- (2) (社)日本クレジット産業協会の統計によれば、平成 13 年度の信用供与額は 740,964 億円で前年の 735,868 億円より 0.7% 増加している。全般的にはカード購入以外は減少傾向にある。
(<http://www.jccia.or.jp/>)
- (3) 武富士事件の概要は以下のとおりである。以下は共同通信の記事からの抜粋である。「武富士前会長を追起訴：別の盗聴で東京地検。武富士の盗聴事件で、東京地検は 22 日、ジャーナリスト高尾昌司さん(57)の事務所を盗聴したとして、電気通信事業法違反の罪で、前会長の武井保雄容疑者(74)を追起訴した。起訴事実を認めているという。武井被告は、ジャーナリスト山岡俊介さん(44)宅の盗聴でも起訴されており、盗聴事件の捜査は終結。警視庁捜査 2 課は、暴力団への資金提供の実態などについても解明を進める。起訴状によると、武井被告は元渉外担当の中川一博被告(43) = 電気通信事業法違反の罪で起訴 = らに指示し、2001 年 1 月 23 日ごろから 2 月 14 日ごろにかけて、武富士に批判的とみていた高尾さんの事務所(東京都港区)の電話回線に盗聴器を仕掛け、通話内容を録音した。武井被告の弁護側が昨年 12 月 25 日、肝臓の治療を理由に拘置の執行停止を申し立て、東京地裁が認めた。その後、2 度にわたり延長されたが、今月 16 日に再び拘置された。」
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20040122-00000183-kyodo-soci>